口

全国大会を開

(権問)

題等調

査会の

早

期

再

開

を

求

め

容

2 P

自由同和会中央本部機関紙 URL:http://jiyuudouwakai.jp E-mail:dowakai@khaki.plala.or.jp

第189号

行 所 自由同和会中央本部 発 〒 102 東京都千代田区 -0093 平河町 2-3-2 03 - 5275 - 3641 $T \to L$ FAX03-5275-3642

平河 秀樹 編集発行人

発 日 年4回 (6・9・12・3月) 1部500円 (送料別) 定 年間 2,000 円 (送料込)

三菱東京UFJ銀行麹町中央支店 振 (普) 0366528

座 名 自由同和会中央本部事務局

平河秀樹

央本部では、



主催者を代表してあいさつする上田会長

在り方にも言及された。 構築する必要性や今後の 実の差別の実 運動 団

員長と堀田信美教育啓発委員長が就

議事では、

議長に阪本孝義総務委

幹事長、 自

全国

事

今

由

民主党を

号の内

籐兵衞副会長が述べた。 含めて250名を集め開催した。 党本部9F901会議室に、 を5月20日午後2時から、 年の通常国会開催中に行われた人 司会を東京都本部女性部長の新井 会長あいさつで上田卓雄会長 第 24 開会の辞を上田 回の全国大会 自由民主 来賓を は だき、 務局長、 請した。 代表して、 長からメッセージをいただいた。 が 同和教育研究協議会の荒木康雄・ 次に、出席いただいた自民党の衆 重なり出席できず中尾由喜雄・会 来賓あいさつでは、 全国隣保館連絡協議会は会合 の2名からあいさつをいた 細田博之・

裕美子さんが務め、

その後、 披露して開会行事を終え、 祝電の一 部とメッセージを 記念講演

れたが、

来賓席に座る細田博之・幹事長に要

に移った。

延長国会で再開されるよう、 未だに再開されていないこ 時国会での再開を太田会長は約束さ 権問題等調査会の最後の16回で、

臨

参国会議員ご本人様に限って紹介し

部教授の灘本昌久さんが、 のテーマで、 の同和問題」 記念講演は、 部落史を研究しながら、 自身が同和関係者とし ~それぞれの責任~ 京都産業大学文化学 「これ 運動団

中で、 体と係わりをもつ 同和問題 0

態に即した運動 動団体が果たした 解決にこれまで運 役割を踏まえ、 助内容を 現

> 1 号議案の平 来賓出席者・・・・・・ 成 20年 平成 21 年度運動方針・・・・・・・ |皮事 大会アピール・・・・・ 業

が行い、 告を行 れた。 秀樹事務局長が一括提案し、 と重要な部分のみを抜粋して、 動方針の中で大きく変更された箇 案及び同事業計画案並びに同予算案 勝広事務局次長が事業報告と決算報 告及び同決算報告については、 については、 第2号議案の平成21年度運動方針 括提案し、 監査報告を鈴木庸介監事 時間の都合により、 承認された。 承 山 認 平 運 河所

いては、 案し、 第3号議案の大会アピール案に 承認された。 上田信輝青年部長が朗 読提 つ

が行い、 に移り、 員に限定し、 規模で開催した。 規模で開催していたが、 以上で大会議事を終え、 れまでは、 第4回全国大会を終えた。 閉会の辞を川上高幸副会長 来賓を含めて250名 来賓を含め750名 今回 閉会行 旧は会 事

来 賓

祝 自由民主党 細田 辞 (要旨)

幹事長 博之

衆議院議員

ことをみてきている。 施策で非常に大きく改善されてきた 同対法」「地対財特法」と様々な

る。本日の皆さんのご熱意を受け止 いう皆さんの気持ちは承知してい ることをお誓いする。 解を解き、党内でさらに議論を重ね め、「人権擁護法案」の捩じれた誤 して、これで徹底的に解決を図ると 人権擁護法案」を最後の法 [律と



全国同和教育 研究協議会 事務局長 康雄

消を目的に結成した「同現連」、 ための法制定をともに進めていきま 在は「人権会議」は18年を迎える。 日も早く実現し、真の民主国家の 日本の恥ずべき部落差別の根絶を 皆さん方とともに、 部落差別の解 現

来賓出席者

衆議院議員(本人)

(兵庫11) ▽寺田稔 3) ▽竹本直一(大阪15) ▽竹田良 山昌彦(埼玉8)▽高木 葉8)▽清水鴻一郎(比近畿)▽柴 ▽坂本哲志(熊本3)▽櫻田義孝(千 太(福岡11)▽谷本龍哉(和歌山1) 赤沢亮正(鳥取2)▽奥野信亮(3) (広島5) ▽戸井田とおる 毅(福井

博之(島根1)▽松浪健四郎 島2)▽福岡資麿(佐賀1)▽細田 ▽橋本 ▽中根一幸 伯夫(静岡3)▽山本ともひろ 畿) ▽三ツ林隆志(埼玉4) 近畿)▽山本有二(高知3) (比北陸信越) V西本勝子 (比四国) 岳 (比中国) ▽平口 (比北関東) ▽長島忠美 ▽柳沢 洋(広 (比近

参議院議員(本人)

▽中川雅治 信夫(山口) ▽小池正勝 (東京) (徳

その他

全国同和教育研究協議会 事務局長 荒木康 雄

島4) 崎 3) ▽ 谷 庫3) ▽薗浦健太郎(千葉5) ▽田 本2) ▽萩原誠司(比中国) 川昭一(北海道11)▽中川秀直(広 京4)▽高市早苗(奈良2)▽竹下 中和徳(神奈川10)▽平 ▽鈴木淳司 (愛知了) ▽関 芳弘 (兵 ▽木村隆秀 (愛知5) ▽高村正彦 (山 京13) V川条しか(大阪2) V木原 善次郎(比北関東)▽鴨下一郎(東 知13) ▽岡本芳郎 (比四国) 大前繁雄(兵庫7) > 大村秀章(愛 ▽宇野 近畿)▽井上信治(東京25)▽石破 ▽牧原秀樹(比北関東)▽三原朝彦 野田聖子 ▽永岡桂子(比北関東)▽丹羽秀樹 □1)▽坂本哲志(熊本3)▽笹川 誠二(東京20)▽木村太郎(青森4) (群馬5) ▽尾身幸次 小此木八郎(神奈川3)▽小渕優子 (愛知6)▽西村明宏(宮城3)▽ (滋賀1)▽小川友一(東京21)▽ 〔福岡9)▽▽宮沢洋一(広島7) 旦 堯(群馬2)▽塩谷 立 元 (高知2) ▽中野 清 (埼玉7) 阿部俊子 (比中国) ▽井澤京子 (比 (島根2) ▽棚橋泰文 (岐阜2) (鳥取1) 岩屋 (高知1) >保利耕輔 ▽中川泰宏(京都4)▽中谷 ▽谷本龍哉 (和歌山1) ▽中 公一(兵庫5)▽谷川弥一(長 治(比近畿)▽上野賢一郎 (岐阜1) ▽野田 毅 (大分3) (比北関東) 将明(東 (静岡8) (佐賀3) ▽金子

> 興治 中燁子(千葉2)▽山本幸三(比九 州) ▽山本 奈川8) ▽山口俊一(徳島2) ▽山 山5) ▽谷津義男(群馬3) ▽宮下一郎(長野5)▽村田吉隆(岡 (比北海道) ▽渡辺博道(千葉6) (鹿児島1) ▽山際大志郎(神 拓(福井2)▽吉川貴 ▽保岡

参議院議員

▽山本順三 ▽溝手顕正(広島)▽山本一太(群馬) ▽松田岩夫(岐阜)▽松山政司(福岡) ▽中村博彦(比例)▽藤井孝男(岐阜) 達忠一(北海道)▽谷川秀善(大阪) 子(静岡)▽鈴木政二(愛知)▽伊 例) ▽木村 ▽衛藤晟一 野)吉村剛太郎 川一 浪 (宮城)▽岩永浩美(佐賀) (愛媛) ▽吉田博美(長 (比例) ▽神取 仁(熊本)▽坂本由紀 (福岡) ▽若林正俊

祝

衆議院議員

電

健四郎▽松浪ケンタ▽柳本卓治 きら▽原田憲治▽広津もと子▽松浪 中川やすひろ▽二階俊博▽西野あ 条しかマ北川知克マ谷垣禎一マ谷 大塚高司▽岡下信子▽金子恭之▽ 孝▽中馬弘毅▽とかしきなおみ

 ∇

][[

一▽谷川秀善▽二之湯智

全国隣保館連絡協議会

会長

中尾由喜雄

その他

法務省人権擁護局

前衆議院議員 元衆議院議員 /権啓発課長 左藤 野中広務 浅井琢児 章

秋元

司▽北川イッセイ▽鈴 木政

川市長 津市長 西口 誠太▽池田市長 倉田 多田利喜▽松原市長 高石市長 田哲郎▽交野市長 中田仁公▽岸和 大阪市長 藤井寺市長 國下和男>守口市長 雄V田尻町長 和田吉衛▽河南町長 嗣雄▽豊中市長 勇▽柏原市長 馬場好弘▽吹田市長 野口 森山一正▽八尾市長 野田義和>箕面市長 倉 川口 阪口伸六▽富田林市長 金 田 聖▽羽曳野市長 北 裕▽熊取町長 岡本泰明▽東 中野孝則▽摂 浅利敬一郎▽ 通▽忠岡町長 武田勝玄▽ 薫▽寝屋川 阪口善 田中

大阪府関係

室長 事 倉田 下 徹▽ 府政策企画部 Ä

田利幸 昇治▽松井一郎▽横山やすゆき▽吉 野靖人▽川合通夫▽ヌイ和幸▽橋本 朝倉秀実▽井上哲也▽岩木 府議会議員 均▽浦

津市長 岡本日出士▽泉南市長 ▽和泉市長 井坂善行▽大東市長 吉田友好▽河内長野市長 山俊博▽枚方市長 議会議員 同市議会議員 大阪市長 高野伸生>堺市長 神谷 昇▽大阪狭山市長 馬場伸幸>阪南市長 平松邦夫▽同市議会議 平田たかあき▽同市 竹内 向井通彦▽ 木原敬介▽ 芝田啓治 脩▽泉大

事 Ш 田

府議会議員

▽田坂幾太▽坪内正一▽安田 奥田敏晴▽近藤永太郎▽菅谷寛志 京都市長 門川大作 守

同市議会議員

木津川市長 田辺市長 石井明三▽京丹後市長 **久保田勇▽城陽市長** ▽宮津市長 大山崎町長 吉本秀樹▽久御山町長 佐々木稔納▽長岡京市長 ▽巻野 渡▽山本恵一▽吉井あきら 太田貴美 亀岡市長 小林正明▽田中セツ子▽田中英之 泰▽綾部市長 栗山正隆▽南丹市長 井上正嗣▽宇治市長 河井規子▽伊根町長 真鍋宗平▽与謝野町長 橋本昭男▽京 四方八洲男又 坂本信夫▽ 小田

和歌山県関係

知事

仁坂吉伸▽県人権啓発セン

町長 恵章▽日高町長 慎司▽印南町長 ター副理事長 長 和歌山市教育長 大江嘉幸>田辺 立谷誠一▽かつらぎ町長 真砂充敏▽紀の川市長 橋本明彦 谷口昇二 玄素彰人▽白浜町 善夫Vすさみ 山本 中村

石田正弘V千早赤阪村長

松本昌親

誠▽太子町長

浅野克己>岬町長

京都府関係

岐阜県関係

▽県商工会連合会長 禮子▽県環境生活部長 岐阜市長 細江茂光▽関市長 肇▽県教育長 古田 常 松道 川

頭取 共立銀行頭取 也>十六銀行頭取 藤義昭▽同教育長 1脇史雄 小川二郎▽大垣信用金庫理事長 稲葉貞二▽垂井町長 大熊義之▽岐阜信用金庫理事 土屋 小島伸夫▽大垣 遠藤俊三▽養老 嶢▽岐阜銀行 中川満 尾

愛知県関係

県民生活部人権同 和監

平成21年度運動方針

はじめに

勢で選挙に臨み、選挙後には成立に向 することが必要であることから、「人権 映させるためにも、自民党が政権を維持 けている人権侵害の簡易・迅速な救済を 擁護法案」の成立に賛意を示す候補者が 行う「人権委員会」の設置を中心とする るが、私どもが結成以来、 て直ちに攻勢に転じるものとする。 「人権擁護法案」に、私どもの意見を反 人でも多く当選できるよう、万全の態 今年は、衆議院議員の選挙が実施され 成立を求め続

県と市町村に求めていき、共生社会を目 ら、その計画の進捗状況の報告を都道府 4月からは義務化になっていることか 都道府県は義務化に、市町村も平成19年 者基本計画」の策定は努力義務であった を報告しているが、平成16年6月の「障 施され、政府は毎年この計画の進捗状況 年度から平成24年度までの後期として 24度年までの10年間定められており、昨 きるよう条件整備をするよう政府及び自 名を行っているので、一日も早く締結で 権利条約」に、日本も平成19年9月に署 がい者基本計画」が平成15年度から平成 民党に働き掛けていくが、同時に、「障 「新たな重点施策実施5か年計画」が実 い者基本法」の改正により、 |が平成18年12月に採択した「障がい者 また、障がい者の人権については、国 「障がい

力 年10月から施行された「配偶者からの暴 律」によって、平成14年4月からは「配 の防止及び被害者の保護に関する法 女性の人権については、平成13

> 置していないことから、その設置を市町 義務となったが、ほとんどの市町村は設 偶者暴力相談支援センターの設置が努力 成19年7月の改正により、市町村にも配 県に設置され、業務を開始しており、平 偶者暴力相談支援センター」が各都道府

数は年々増加しており、平成19年度はなお、この支援センターへの相談件 でも20、992件になっている。 62,078件で、警察が対応したもの

するよう市町村に求めていく。 シェルター(一時避難所)を早急に設置 るDV被害者の緊急な避難場所としての どちらも大きな変化はなく、不足してい 前回の調査では17.4%になっており、 妻からDVを受けた夫は17.8%で、 では、夫からDVを受けた妻は33.2% スティク・バイオレンス、略して DV) 女間における暴力に関する調査」(ドメ また、内閣府が行った平成20年度の「男 前回の平成17年度調査と同数であり、

法案」(議員提案)が、成立できるよう に続き、現在、与党のプロジェクトチー 齢者虐待防止法」(平成19年4月施行)、 11月施行)、「DV法」(平成13年10月)、「高 全面的に支援をしていく。 ムで検討されている「障がい者虐待防止 そして、「児童虐待防止法」(平成12年

るため、バリアフリーは当然のこととし 由に社会に参加できる活力ある地域にす ど、ハンディキャップがある人たちが自 障がい者・妊娠している女性・子どもな 差異がないかを点検しつつも、高齢者・ 住環境整備については、近隣地域との ユニバーサルデザインの用具をも活

> ションを達成する。 用する「人権のまちづくり」を視野に入 れた取り組みを展開し、 バリアフリーの基準としては、

求めていく。 を具現化する総合計画の策定を市町村に を考慮しつつも、払い下げを積極的に求 えを行う際については、定期借地権など めて、これを機会に「人権のまちづくり 老朽化した改良住宅・公営住宅の建替

る手立てを講じるよう、市町村に要求し 般公募制度を活用し、また、若年層の流 いくとともに、高齢者の孤独死を防止す などの工夫を凝らして空き家をなくして 入を促すために、例えば妊婦割引の導入 合には、混住化を促進するためにも、一 改良住宅・公営住宅の空き家がある場

村が行うよう、市町村に強く要請してい 行為や混住化を妨げる温床になることか 動団体の役員に任せていることは、 や管理を、未だに地区の自治会や同和運 なお、公営・改良住宅の入居者の選定 公営・改良住宅の管理・運営を市町 不正

ノーマライゼー 介助

安全・快適に移動できるものとする。 ない車イスでどこへでも自由に、

の建築物を増やしていく。 新法」を積極的に活用してバリアフリー 施行されているので、この「バリアフリー 法律」(通称、バリアフリー新法)が、 害者等の移動等の円滑化の促進に関する 促進に関する法律」(通称、 公共交通機関を利用した移動の円滑化の 築物の促進に関する法律」(通称、 身体障害者等が円滑に利用できる特定建 フリー法)を統合した新法「高齢者、障 トビル法)と「高齢者、身体障害者等の バリアフリーについては、「高齢者、 交通バリア ハー

事務所に使われ、公の施設になっておらこれは、隣保館が一部の同和運動団体の

^、稼働率が低いことにも起因する。周

かれるようになってきた。

運営費の削減や廃止をしたいとの声が聞

地域の拠点である隣保館については、

と協議しながら早急に改善していく。 していくとともに、家賃の滞納を市町 取り入れ、家賃の見直しをするよう要求 入れていない市町村には、早急に制度を とになっているが、応能応益制度を取り を取り入れ、暫時見直しを進めていくこ 営住宅の家賃については、応能応益制度

館や広く市民が利用している館などには 辺地域との交流事業を活発に行っている

そのような声は聞こえてこない。

難であろう。 許すだけで、 に繋がり、一部の同和運動団体に甘えを 和地区を特化するだけで、差別の固定化 団体が勝ち取った施設という考えは、同同和地区住民だけの館とか、同和運動 公の施設であれば広く市民が利用でき 同和地区住民だけの館とか、同和 市民の理解を得ることは困

広く市

役を担える、 リアフリー化をすすめていく。 労省の改修費補助を積極的に活用してバ るので、広く市民が利用できるよう、厚 を払拭させ、差別観を変えることにもな を見ることで、古い同和地区のイメージ 同和対策で住環境が改善された同和地区 民が利用することで交流が生れ、また、 る施設にすることは当然であり、

支部の役員が同和地区と行政とのパイプ なお、隣保館が廃止される場合には、 地区の世話役を務めること

批判の対称になっている改良住宅・公

困難ではあるが、合理化や近代化を促進の、公共事業が年々減少していくこのよで、公共事業が年々減少していくこのよっな状況で基盤を確立することは非常にの業種に偏った特有性をもっているのをの業種に偏った特有性をもっているのとの共事業者は零細で、かつ、建

業種転換する場合には、政府が中小・業種転換する場合には、政府が中小・紫種転換するともに、都府県や市町村と効利用するとともに、都府県や市町村と効利用するとともに、都府県や市町村と協議しながら、きめ細かな指導をしてい

大就労をなくしていく。
実施されているので都道府県と連携を図はなったことと、現在様々な雇用対策がはなったことと、現在様々な雇用対策がはなったことと、現在様々な雇用対策がはなったことと、現他の緩和によりがある。

るので資格の取得を奨励していく。を確保していく。特に、世界でも類のない高齢化社会に進んでいることで、介護福祉士やホームヘルパーが不足しているため、求人の需要が非常に高くなっているが、求人の需要が非常に高くなっているが、求人の需要が非常に高くなっている。

養殖なども検討していく。 農林漁業者については、付加価値の高 農林漁業者については、でしているのであり、漁業については、 では、インターネットを活用して消 を目指し、インターネットを活用して消 を目指し、インターネットを活用して消 を目指し、インターネットを活用して消 を目指し、インターネットを活用して消 を目指し、インターネットを活用して消 を目指し、インターネットを活用して消 を目指し、インターネットを活用して消 を目指し、インターネットを活用して消

百制度」では、すべての公共施設を指定なお、本格的に導入された「指定管理

県・市町村と協議していく。 ので、隣保館なども対象になることから、 ので、隣保館なども対象になることから、 ので、隣保館なども対象になることから、 ので、隣保館なども対象になることから、

部内に相談業務を確立していく。情報の伝達や相談を行うため、都府県本府県と緊密な連携を図り、会員に最新のめ中央本部は各省庁と、都府県本部は都めで、場所のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、

協業化を進めていく。

するとともに、生き残りのため共同化や

3. 教育・啓発

対令・啓発については、既に「人権教育を啓発については、既に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が育及び人権啓発の推進に関する法律」が育及び人権啓発の推進に関する法律」が有限が、基本計画も策定実施されているので、この法律を有効活用し、おでいる。

推進員」との連携を深め、企業内の人権置を求めている「公正採用選考人権啓発100名以上の従業員を有する企業に設記されていることから、厚生労働省が記されていることから、厚生労働省がまた、基本計画には企業の役割も明

く。置の企業には、推進員の設置を求めてい研修の充実に努めていくとともに、未設

加えるよう要請していく。 れを機会に専門学校についても、 う都道府県に要請していくとともに、こ 指導するように文部科学省に要請してい 与される制度であったが、残念ではある れた奨学資金は学力要件がなく誰もが貸 県に移管された。私どもの運動で創設さ 取り扱い、高等学校の奨学資金は都道府 で、残っている場合には条件としないよ 力要件が残っていることも考えられるの たが、都道府県の財政状況によっては学 ては学力要件を撤廃するよう都道府県を になった。一般対策に移行するに当たっ 府県が一般対策として継続していくこと が三位一体の改革から廃止になり、都道 法人化で、名称が日本学生支援機構にな 奨学資金を扱う日本育英会の独立行政 大学はそのまま日本学生支援機構が 対象に

市町村に働きかける。
ら、十分な予算を確保するよう都道府県・
諦めるという傾向が強まっていることかず高校や大学を中退、或いは、入学を

ていく。

なれ、車イスでも通学できるよう、文部教職員に対する人権研修の徹底をも求め動が少なからず発生していることから、重・生徒の人権を侵害する教師の差別言科学省に促進を求めていくと同時に、児され、車イスでも通学できるよう、文部され、車イスでの学校がバリアフリー化また、すべての学校がバリアフリー化また、すべての学校がバリアフリー化

作年度に「人権教育の指導方法の在りようになるので、積極的に関与していく。など保護者が学校運営に直接関与できるた学校を目指すとして、学校評議員制度へので、小・中学校では、地域に開かれ

心を持ち、人権教育が計画的に実施されれたことから、その実施を求めていく。れたことから、その実施を求めていく。部科学省でまとめられ、各学校に配布さがは、

るよう働きかける。

また、導入することに賛否が分かれ、 現在では少し後退している学校選択制度 については、同和関係者が多数在籍する については、同和関係者が多数在籍する が減少する地域は崩壊する可能性もあ の学校と地域の一体性が瓦解し、児童生 の学校と地域の一体性が瓦解し、児童生 の学校と地域の一体性が瓦解し、児童生 の学校と地域の一体性が瓦解し、 については、同和関係者が多数在籍する については、同和関係者が多数在籍する については、同和関係者が多数在籍する については、同和関係者が多数を については、同和関係者が多数を については、同和関係者が多数を については、同和関係者が多数を については、同和関係者が多数を の学校選択制度

大学校の設立を求めていく。 世校の設立を求めていく。 でおり、一つの中学校と複数の小学校を 一つのブロックとして、9年間のカリーののブロックとして、9年間のカリーのがになっているが、特に、都市部の同和地区に顕著になっている同和地区からの地区に顕著になっている同和地区からの地区に顕著になっているが、特に、都市部の同和地区に顕著になっているが、特に、都市部の同和地区に顕著になっているが、特に、都市部の同和地区に顕著になっているが、特に、都市部の同和地区に顕著になっている同和地区からのが出ているが、特色ある学校に小・中学生が通学する、特色ある学校に小・中学生が通学する、特色ある学校に小・中学生が通学する、特色ある学校に小・中学生が通学する、特色あるでは、近年各地で始められた小・中一群があることから、施設一体型の小・中一群があることから、施設一体型の小・中一群があることから、施設一体型の小・中一群があることから、施設一体型の小・中一群があることから、施設一体型の小・中一群がある。

・ 人権侵害の処理及び

を図り、是が非でも成立を図らなければ法案」が必要不可欠であるので、再出発「人権委員会」の設置を含む「人権擁護国家行政組織法の第3条委員会としてのいては、私ども自由同和会が求めていた、いては、私ども自力

ならない。

「人権委員会」が創設されるまでは、「人権委員会」が創設されるまでは、平成15年の3月に20年ぶりに改正されたでなるが、差別での泣き寝入りは絶対にはなるが、差別での泣き寝入りは絶対にはなるが、差別での泣き寝入りは絶対になるが、差別での泣き寝入りは絶対にない。

また、最近、一部運動団体が部落地名 総鑑を発見したと騒いでいるが、高度に 発展しているインターネット社会と、同 和対策事業で同和地区が以前の面影を残 して混住化が進んだ地域の現状を勘案す して混住化が進んだ地域の現状を勘案す して混住化が進んだ地域の現状を勘案す して混住化が進んだ地域の現状を勘案す して混ければ、部落地名総鑑の持つ意味が以前ほ がは、部落地名総鑑の持つ意味が以前ほ がは、いるが、高度に

心は芽生えないであろう。がったが、現在の同和地区を見れば差別の助長に繋環境の同和地区を見れば差別の助長に繋

なおかつ、同和問題を少し勉強すれば なおかつ、同和問題を必良住宅が建設さ 同和地区には隣保館や改良住宅が強弱を で県や市町村のホームページで隣保館や で県や市町村のホームページで隣保館や で県や市町村のホームページで隣保館や で県や市町村のホームページで隣保館や で県や市町村のホームページで隣保館や で県や市町村のホームページで隣保館や ではすぐに判明するし、航空写真や衛星写 で県や市町村のホームページで隣保館や ではますが、同和問題を少し勉強すれば

ことを知らせている。 横断幕などが掲げられ、同和地区である人権週間になれば隣保館などに垂れ幕やるための看板やポスターが目に付くし、

発見しても、差別の助長になると大騒ぎ公開する必要はないが、部落地名総鑑をしたがって、同和地区の所在をあえてしたがって、同和地区の所在をあえて参加する人達もすべて知ることになる。

業といわざるを得ない。することは差別の現状を見誤る危険な所ことで、未だに差別があることの根拠にするのではなく、淡々と処理すればいい

同和地区に住む人達を差別しようとする悪意を持った確信犯的な人は絶対になる悪意を持った確信犯的な人は絶対になない。そのようなレイシストが部落地名総鑑を作成してインターネットに対処することは当然であるが、今や混住が進み半数以上は関係者以外の人達ではが進み半数以上は関係者以外の人達でお鑑を無意味にする近道ではないだろか。

さいごに

本気で差別を解消していくには、被害本気で差別を解消していくには、被害者意識を振りかざすのではなく、差別される要因が少しでもわれわれの側にあるのなら改善していく努力が求められる。のなら改善していての運動団体に迎合するがごとき、いつまでも、「部落差別は、減ごとき、いつまでも、「部落差別は、減ごとき、いつまでも、「部落差別は、減ごとき、いつまでも、「部落差別は、減ごとき、いつまでも、「部落差別は、減ごとき、いつまでも、「部落差別は、減いという。

たい。 まで無駄なことをやってきたのかと問いかったと言っていることに等しく、これ

別の実態は大きく変貌している。40年の歳月は、時代の変遷とともに、差44年からの同和対策特別措置法施行からということになるが、違うはずで、昭和ということになるが、違うはずで、昭和ということになるが、違うはずで、昭和

で理的差別を生む土壌であった、差別による貧困によって、不良住宅が立ち並による貧困によって、不良住宅が立ち並による貧困によって、不良住宅が立ち並による貧困によって、不良住宅が立ち並による貧困によって、不良住宅が立ちが、同和対策審議会答申でいう「心理的差別を生む土壌であった、差別によって、理的差別を生む土壌であった、差別による貧困によって、不良住宅が立ち並による資極によって、不良住宅が立ちが、

実。これらが大きく改善された証左であ実。就職差別も皆無に近くなっている事婚に至るケースが大半であるという事婚に至るケースが大半であるものの、結婚を破棄する悲惨な差別も大きく減少し、何らかのような、結婚の約束をしながら以前のような、結婚の約束をしながら

思うような非常に不安定な中での差別観客の啓発や教育を行うことが、差別解消容の啓発や教育を行うことが、差別解消容の啓発や教育を行うことが、差別解消容の啓発や教育を行うことが、差別解消容の啓発や教育を行うことが、差別解消容の啓発や教育を行うことが、差別解消容の啓発や教育を行うことが、差別解消容の啓発や教育を行うことが、差別解消容の啓発や教育を行うことが、差別解消容の啓発や教育を行うことが、差別解消容の啓発や教育を行うことが、差別の実態に即した内容の啓覚が表している。

ぱり未だに差別は厳しいのだ」と、現状に叫ぶことから、それを聞く市民は「やっ落差別は、未だに根深く厳しい」と声高を差別は、未だに根深く厳しい」と声高ところが、行政や一部の運動団体は「部

ことになる。

「今や部落差別は明らかに減少し、同「今や部落差別は明らかに減少するであれてのもう部落差別はがいのだ」と思い、空気を醸し出せば、市民も「ああ、やっ空気を醸し出せば、市民も「ああというでが、 部落差別は明らかに減少し、同

件数と内容も公開することである。 件数と内容も公開することである。 は抗を排除するには、ベールに包まれ人権対策との名称の基で実施されている同権対策との名称の基で実施されている同抵抗を排除するには、ベールに包まれ人抵抗を排除するには、一部の運動

許さなくなるであろう。
か結婚・就職での深刻で重大な差別が皆れば、一部の運動団体の主張が如何に根れば、一部の運動団体の主張が如何に根れば、一部の運動団体の主張が如何に根がのないものであることが判明し、市民に知らしめであることを公表し、市民に知らしめである。

米国の大統領選挙で、黒人の解放運動米国の大統領選挙で、黒人の解放運動をしてきたが、黒人が大統領になるような時代になったことから、「こんなに差別が減少しきている、これだけ格差が動をしてきたが、黒人が大統領になるような時代になったことから、「こんなにたいる」というポジティブな運動縮まってきた」というポジティブな運動縮まってきた」というポジティブな運動にチェンジしていくと話していた。同和問題でも同じことであろう。

落差別解消の元年にする。
内容を確立して、ほんとうの意味での部常化するために、あらたな教育・啓発のの延命にしかなっていないことから、正の延命をしかなっていないことから、正のがのがある教育・啓発は、一部の運動団体

大会アピール

昨今、不祥事が続出した関西では、同和行政が見直しされつつある。

本来ならば、毎年の状況の変化に応じて見直しすることが必要であったにも係らず、一部 の運動団体の顔色を窺い、ただ漫然と同和対策を続けてきたことで、不祥事を産む土壌がで きていたことに、不祥事を暴く報道によって、ようやく気がついた結果であろう。

地方自治体の中には、未だに一部の運動団体の要求や主張に沿うことが同和対策と勘違い をしているところも見受けられるが、同和地区が大きく改善され、部落差別が解消の過程に ある現状では、自立を妨げる物取り主義に呼応することは、逆差別という新たな差別を醸し 出し、差別の解消とは逆行することになることを、地方自治体と一部の運動団体には猛省を 促したい。

このような中で、京都市の「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」は、今年の3 月に最終の報告書を市長に提出した。この報告書の内容は、京都市がこれまで行ってきた同 和対策からすれば画期的なものであり、今後の同和行政の方向を示唆していると高く評価で きるものであるが、一部の運動団体は「委員会」の名称や運営方法にクレームをつけるなど、 当初から批判的であった。

この「委員会」を高く評価する理由は、報告書の内容は当然だが、「委員会」の審議を誰 もが傍聴できるよう完全に公開し、さらに、議事録も京都市のホームページで観覧できるよ う完全に公開したことである。

これに類するものとして、「人権擁護法案」の鳥取県版である「鳥取県人権侵害救済推進 及び手続に関する条例」(施行することなく廃案)を審議検討した「人権尊重の社会づくり 協議会」があるが、会議へ提出された添付資料を未公開にするなど完全公開ではないのが残 念である。その後の「人権救済条例見直し検討委員会」も添付資料を公開せず評価できない。

このようにベールに包まれていた地方自治体での同和問題に関する各種会議も、徐々にで はあるが情報公開が進んできている。

しかし、完全公開している地方自治体は皆無に近く、まだまだ、ベールに包まれた闇の中 での議論で決定されているのが実情である。

決定過程が不透明のままでは市民の理解を求めることは困難であり、一部の運動団体の主 張だけを聞き入れる偏向行政、歪な形の同和行政が続き、部落差別の解消が阻まれることに なることから、地方自治体が行う同和問題に関するすべての会議は市民を交えての公開の場 とし、歪な形の同和行政を是正していこう。

バラク・オバマさんは大統領に就任したことで黒人社会、とりわけ、黒人の子どもたちに 大きな夢と希望、そして、勇気を与えた。私たちも子どもたちに夢・希望・勇気を与えるた めに運動を行ってきたが現実はどうであろう。お父ちゃんもお母ちゃんも頑張ったと、胸が 張れるよう、あと一歩、努力することをここに宣言する。

2009年5月20日

自由同和会 第24回全国大会

5 話

宮崎学さんの長期連載

融和運動 0 再評

価

当 面 融 の掲載予定 和 運 動 の再評価

2 1 話話 全国水平社と南梅吉 解放と改善 185号に掲載 186号に掲載

任侠と水平運動 増田伊三郎のこと

3 話

侠と水平運動 187号に掲載

4

話

今田丑松のこと 188号に掲載

階級的水平運動の弊害 今号に掲載

して名を馳せる。 の間に生まれる。 1945年、

家業の解体業を兄とともに継ぐが倒

真相は闇に消えた。 ツネ目の男に擬され、重要参考人M は2000年2月13日に時効を迎え として警察にマークされるが、 その後、グリコ・森永事件では「キ 事件

ローの世界を主なテーマにした執筆 PA MONO』も翻訳出版された。 綴った『突破者』(南風社、 アウトロー文庫)で、作家デビュー 2005年には、英語版『TOP 近年は、警察の腐敗追及やアウト

(MIYAZAKI manabu official website) より

プロフィール

早稲田大学法学部中退 学 (みやざき・まなぶ) 京都府生まれ

頭し、共産党系ゲバルト部隊隊長と 寺村組組長の父と博徒の娘である母 早稲田大学在学中は学生運動に没 1945年、京都・伏見のヤクザ、

『週刊現代』(講談社)記者を経て、

1996年10月、自身の半生を 幻冬舎

活動を続けている。

融和運動の再評価 階級的水平運動の弊害 5 話

宮崎 学

彼らは1923年 (大正12年) 末頃 初代委員長・南梅吉を融和主義者と から水平社で活動を強めてきた。 ル派と呼ばれる活動家たちだった。 たのは、日本共産党に指導されたボ して糾弾して、水平社から追い出し して部落の生活改善を図ろうとした よる「絶対の解放」を堅持しながら、 一方で既成政党や融和団体とも提携 水平社が掲げた部落民自身の手に

てきたのは間違いだというのだ。 体が結束して運動ができると見なし 部の階級対立を見ないで、部落民全 対立があるという出発点に立ってい た。これまでの運動が、この部落内 彼らの主張は、部落の中にも階級

分子である前衛が遅れている者を追 衆の歩みはきわめてのろい」「精鋭 高橋貞樹がいっていたように、「大 に立っていた。 いつかせる必要がある」という発想 このような見方からすると、部落 その上、彼らはボル派の指導者・

衆」に金持ち階級と闘うことこそが の貧乏人たち、すなわち「遅れた大 からダメだということになる。そこ 落の金持ち階級を利するものになる 落内部の階級対立を覆い隠して、部 全体の生活改善などというのは、部 前衛であるボル派は、 部落内部

> うように部落内に階級対立があると ことは確かだ。だから、ボル派がい 9人が住むエチオピアという貧民窟 む太鼓屋又兵衛がいる一方、三畳に いうのも、あながち間違いではない。 部落の中に大きな階級格差があった があった。こうした事実を見ても、 がバス停2個分ある豪壮な屋敷に住 部落の解放だといってアジったのだ。 大阪の浪速部落には、

争に還元していたわけではない。 して、それをふまえて運動をしたか 活全体でつながっていることを重視 内部では事業主・親方と労働者は生 などは、階級対立を認めても、部落 らと違って、例えば大阪の松田喜一 ろに、ボル派の大きな過ちがあった。 て階級闘争の中で解決するといっ れなのに、差別も生活向上も、すべ のだ。階級闘争とは次元が違う。そ 取り組むものとして起こってきたも 活を向上させるために、部落全体が ることに対して、差別をなくし、生 れるなど苦しい生活を強いられてい 別のために就労機会もきわめて限ら 般社会から差別されていること、差 て、そこに流し込んでしまったとこ だが、部落の運動は、 同じボル派でも、本部の高橋貞樹 実際の現場ではすべてを階級闘 部落民が

く、それは戦後まで尾を引いたのだ。 的な運動感覚を排撃した弊害は大き 初期水平社運動にあった柔軟で現実 しかし、階級的水平運動の発送が、